

外国人留学生規程

(目的)

第1条 この規程は、教育テック大学院大学学則第44条に基づき外国人留学生（以下、「留学生」という。）について必要な事項を定めるものである。

(留学生の定義)

第2条 この規程にいう留学生とは、外国籍を有する者で、大学の正規の課程を履修する目的で入国し、本学に入学を許可された者をいう。

(出願資格)

第3条 留学生として入学を出願する者は、本学学則第26条の要件のいずれかを満たした者であり、かつ次の書類を具備するものとする。

- (1) 上記を証明する書類
- (2) 国籍を持つ国が発行するパスポート（写）、又は同等の証明書。
- (3) 財団法人日本国際教育協会「日本語能力試験」2級合格の資格を有し1級を受験した証明書及び、独立行政法人日本学生支援機構「日本留学試験日本語」200点以上の証明書
- (4) 家族構成を示す書類
- (5) 経費支弁書
- (6) 身元保証人誓約書

(入学の許可)

第4条 留学志願者により願書の提出があった時、所定の入学者選抜試験を経て、教授会の議により入学を許可する。

2. 日本国内在住の留学生で本学に編入学を希望する者は、通常の入学者選抜試験を受けるものとする。

(学費、学則の準用)

第5条 留学生の入学金、授業料、その他学費は、入学する当該年度の入学者に準ずる。2. 留学生への奨学金は別にこれを定める。

3. 留学生については、特に定める者のほか、本学学則及び学生に関する諸規程を準用する。

(科目の履修等)

第6条 学科目の履修に際しては、通常履修指針に則り、学修に励むものとする。

(その他)

第7条 留学生に特別な事由が発生した場合は、教授会の議を経て、学長がこれを決裁する。

(施行、改廃)

第8条 この規程の改廃は教授会の議を経て、常務理事会において行う。

附則

この規程は2025年4月1日から施行する。